

令和
五條市議会第四回定例会会議録(第四号)
六 年

令和六年十二月十九日(木曜日)

議事日程(第四号)

令和六年十二月十九日(木曜日) 午前十時開議

- 第一 議第五十七号 五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
議第五十八号 五條市税条例等の一部改正について
議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
議第六十一号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
議第六十二号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
議第六十五号 令和六年度五條市一般会計補正予算(第八号) 議定について
議第六十八号 訴えの提起について
- 第二 議第五十九号 五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止について
議第六十三号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
議第六十六号 令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号) 議定について
議第六十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号) 議定について
第三 議第七十号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第四 選第二号 奈良県広域水道企業団の議会の議員の選挙について
第五 登議第八号 級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書について
第六 登議第九号 五條市議会委員会条例及び五條市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

第七 同第 六号 五條市教育委員会教育長の任命について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第五号)

第一 選第 三号 議長の選挙について

追加日程第一 副議長辞職の件

追加日程(第六号)

第一 選第 四号 副議長の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第六までと追加日程第一

出席議員(十二名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
富	田	口	塚	本		田		山	本	山
美	雅	耕		佳		勝	俊	直		
恵										
子	範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十二番
大
谷
龍
雄

市長	平岡
副市長	塚
教育長	勝
理事	恵
技監	茂人
市長公室長	豊彰
総務部長	西本
危機管理監	櫻本
すこやか市民部長	平己
あんしん福祉部長	馬場
産業環境部長	谷口
都市整備部長	池嶋
教育部長	上井
西吉野支所長	名迫
大塔支所長	岡
会計管理者	泉井
水道局長	榮林
総務部次長・財政課長事務取扱	柴田
	田
	裕
	淳
	伸
	民
	雅
	久
	由
	富
	茂
	久
	豊
	茂
	恵
	勝
	清
	彦
	司
	美
	晶
	朗
	浩
	長
	之
	子
	彦

戸野哲

久保雅彦

辰
巳
大
輔

神農典子

番匠悠輝

中
嶋
大
輝

則第一百五十一条には、議員には

に対して、名迫教育部長から答

ありましたが、理事者側から、この答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。

先日十二月十日の議会で議案審議におきまして、議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてを上程し、提案理由の説明後、九番、山口議員から中央公民館の現在の指定管理料の質問に対しまして、誤って答弁をいたしましたので、再度、正しい指定管理料の答弁をいたします。

中央公民館の令和四年度から令和六年度までの指定管理料は、正しくは令和四年度一千七百二十八万四千七百十八円、令和五年度二千万円、令和六年度二千万円、三年間の合計で五千七百二十八万四千七百十八円となっております。

また、今回の指定管理の公募者からの提案あった指定管理料は、令和七年度から令和九年度までの指定管理料三年間の合計は五千九百七十六万円であったので、今回と現在とのそれぞれの三年間の合計の差は、正しくは二百四十七万五千二百八十二円の増加となっております。

以上、訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（福塚 実）以上で発言の訂正を終わります。

次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。（「一番」の声あり）一番、仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉登壇〕

○一番（仲山 嘉）議長から発言の許可をいただきましたので、去る十一月二十八日午後二時から、奈良県広域消防組合消防本部において開催されました令和六年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の概要について報告いたします。

会議では、初めに議長の会議成立宣言の後、管理者の亀田樫原市長から議会招集の挨拶がありました。

日程に入り、会議録署名議員の指名に続き、議会運営委員会委員長からの報告を受け、会期を十一月二十八日の一日限りとすることが決定いたしました。

次に、議長諸報告及び管理者の諸報告については、資料の清覧をもって報告に代える旨の説明がありました。

次に、一般質問があり、平群町議会の山口議員から、「住民に近い広域消防組合へ」及び「各市町村議会に報告と意見聴取を」について質問がありました。また、香芝市議会の川田議員から、「組合の経費の負担割合に係る概念について」、「共同事務の概念とその事務規則について」及び「自己賄い経費と共通経費の不正の見直し調整について」質問がありました。

続いて、議案審議に入り、「和解及び損害賠償の額の決定の専決処分」の報告について「は、公用車の運転中に発生した事故一件に係るもの

であるとの管理者から説明があり、議員から賠償の必要性について質問があり、報告は終わりました。

次に、「財産の処分について」の二議案は、救急車六台、救助工作車一台を買い入れるものであるとの管理者から説明があり、議員から、車両の更新時期について質問があり、討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」は、奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴う規約変更であるとの管理者から説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。次に、「令和五年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、収入済額百四十二億七百八十一万六千五百五十一円、支出済額百三十九億一千五百五十一万二千八百八十三円、差引き残額二億九千二百二十九万七千七百六十八円の黒字決算となる等について管理者から説明があり、議員から、トイレカー及び地震体験車の配備について、償還金について、公債費の残額について質問があり、討論はなく、原案のとおり認定されました。

最後に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申入れがあり、承認され、閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和六年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）これより、日程に入ります。

○議長（福塚 実）初めに、日程第一、議第五十七号、議第五十八号、議第六十号から議第六十二号、議第六十五号及び議第六十八号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「十番」の声あり）
総務文教常任委員会、吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました議第五十七号、議第五十八号、議第六十号から議第六十二号、議第六十五号及び議第六十八号の七議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十七号 五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきまして、他の条例等において、書面等で行うこととしている各種手続について、デジタル化することを可能とするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、デジタル化は所管課で一斉にできるものかをただしたのに対し、「それぞれの手続において可能性を検討しながら進めていくことになる。」との答弁があり、委員から、デジタル化で個人の認証を行う方法についてただしたのに対し、「マイナンバーカードでの認証または電子署名等を想定している。」との答弁があり、紙媒体でする場合の押印の必要性についてただしたのに対し、「申請等の押印については可能なのは原則廃止としており、今までもおり必要なものは押印することになる。」との答弁があり、デジタルで申請を行う場合の料金の支払い方法についてただしたのに対し、「クレジットカードやQRコードで決済することを想定している。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第五十八号 五條市条例等の一部改正につきまして、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料及び農業集落排水施設使用料において、納期限が過ぎた未納者に督促状を発付し、督促手数料を徴収しているが、この督促手数料を廃止し、納付者の利便性の向上及び市税等の徴収に係る事務を効率的かつ効果的に行えるように改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、滞納整理についてただしたのに対し、「督促手数料を廃止することによって、国保、市税については事務の時間に六十八時間程度余裕ができ、その分について滞納整理を行える。他の所管については収納課と連携しながら進めていきたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体は、五條市五條一丁目六番十七号、桜井誠文堂、代表者、櫻井幹也、指定の期間は令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの三年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者数、会社名及び得点についてただしたのに対し、「三者の応募で、アスカ美装株式会社が百点満点に換算して六十九点、桜井誠文堂が八十二点、社会福祉法人五條市あすなる福祉会が六十七・二点である。」との答弁があり、現在の指定管理

における利用者のアンケートについてただしたのに対し、「年に一度取っており、約八割の利用者が満足しているという回答であった。」との答弁があり、指定管理料についてただしたのに対し、「年間一千九百九十二万円であり、前回の二千万円から八万円の減額となっている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体は、東京都文京区大塚三丁目一番一号、株式会社図書館流通センター、代表取締役、谷一文子、指定の期間は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの三年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、株式会社図書館流通センターの事業内容についてただしたのに対し、「全国展開しており、多数の市町村で指定管理を行うなど、販売等も含めて本に特化した業者である。」との答弁がありました。

また、委員から、応募者数と得点についてただしたのに対し、「申請団体は一団体で、得点については百点満点に換算して八十三・七点である。」との答弁があり、現在の指定管理における利用者のアンケート等利用者の声の聴取についてただしたのに対し、「アンケートは年に一度実施しており、指定管理者自体については、おおむね八割程度以上の利用者が満足しているという評価である。」との答弁があり、指定管理期間の三年の間にイオンとの新しい施設になるのかをただしたのに対し、「新しい施設の着工は令和八年度で、この指定管理の三年間が終わる頃には、次の新しい施設に移行できればと考えており、新しい施設についての運用をどうするかは、今後の検討ということになる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体は、五條市五條一丁目六番十七号、桜井誠文堂、代表者、櫻井幹也、指定の期間は令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者数と点数についてただしたのに対し、「応募は一者で、点数は百点満点換算で八十一・〇点である。」との答弁があり、当施設は避難所になっているが、停電時に備えたガス設備の設置についてただしたのに対し、「指定管理者のほうで高性能の無線機、三千ワットの発電機、一千メートル分の延長線やクリップライト等を常備している。」との答弁があり、ガス設備の必要性についてただしたのに対し、「市内全体に避難所があり、それぞれの場所によって異なるが、ガスも含めて、今後検討してまいりたい。」との答弁があり、指定管理期間が三年から五年になった理由についてただしたのに対し、「市の指定管理者制度に関する基本方針が令和五年八月に五年を標準とすることと改められたことを受け、管理運営の習熟と安定的な運営の確保、利便性向上への取組がよ

り期待できるものとして五年とした。」との答弁があり、一年間の指定管理料及び前回金額との比較についてただしたのに対し、「年間七百五十三万円で四十六万二千円の増額となり、理由は人件費の増である。」との答弁があり、施設の外壁タイルの黒ずみへの対応についてただしたのに対し、「外壁の洗浄について、令和七年度に執行できるように予算要求を含めた準備を進めている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第六十五号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ六億一千六百二十五万五千円を追加し、総額で百九十五億四千三百四十八万三千円とするもので、歳出予算の主な内容は、建物収去土地明渡請求訴訟費用及び防犯カメラ購入、大塔ふれあい交流館改修事業、令和五年度決算余剰金等の基金への積立て補正等の追加であり、歳入予算の主な内容は、地方特例交付金、財産収入、寄附金、繰越金、市債をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったもので、繰越明許費用については、道路新設改良事業、橋梁長寿命化修繕事業等を事業の適正な工期を確保するために翌年度への繰越し、また、本年度中に契約行為等に着手するため、エコ・リレーセンターごじよう業務委託等十五件の債務負担行為の追加であるとの当局の説明があり、了承した次第であります。また、下水道の現在の整備状況についてただしたのに対し、「令和五年度末時点で、下水道に接続している戸数は、市の行政戸数一万三千三百五十二戸のうち五千七百四十二戸であり、毎年の接続件数は、過去五年間の平均で六十一件程度の増加となっている。」との答弁があり、下水道に接続することによる、し尿のくみ取り量の減少に伴うし尿収集運搬業者の減収額についてただしたのに対し、「今後の予測として、し尿等の要処理人口が毎年約五百三十人ずつ減少し、し尿の量は年間大体三百四十キロリットル程度減少するものと考えられている。それに伴い、年間五百五十万円の減収になると考えている。」との答弁があり、エコ・リレーセンターごじよう業務委託金額の算出根拠についてただしたのに対し、「施設の運営費について、専門的な知識を持つコンサルタントに算出を委託し、そこから出てきた金額をさらに市のほうで精査して算出した結果である。」との答弁がありました。

また委員から、エコ・リレーセンターごじよう業務委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいて委託をするというふうに解釈してよいのかただしたのに対し、「同法、いわゆる合特法も視野に検討している。」との答弁があり、合特法以外にも視野に考えているのかただしたのに対し、「一般競争入札になることも考えられる。」との答弁があり、市内のし尿収集運搬業者数をただしたのに対し、「現在、六者である。」との答弁があり、業務委託した場合の職員数をただしたのに対し、「委託をする場合、総勢十五名、その内訳として事務職三名、現場が十二名となっており、専門的な知識を持ったコンサルタントにより、施設を安全に安定的に稼働させていくために必要な人数ということで算出している。」との答弁があり、現在の会計年度任用職員の委託後の雇用についてただしたの対

し、「アンケート等を取り、そのまま残っていたのか、全部入れ替えるのか、また検討したい。」との答弁があり、仮に合特法に基づいて業者を決定することになれば、し尿収集運搬業務を行いながらエコ・リレーセンターごじょうの委託業務も行うこととなるのかただしたのに対し、「し尿の運搬処理事業をしながら、エコ・リレーセンターごじょうの管理も行うことになる。」との答弁がありました。

また委員から、防犯カメラの購入費について、二十か所に設置する割に安価なことについてただしたのに対し、「長期無人施設は電気を切断しているものも多く、電力供給ができないことから、乾電池式のカメラを予定している。」との答弁があり、大塔ふれあい交流館修繕の進捗状況についてただしたのに対し、「九月議会での電線修繕の補正予算議決後修繕に入り、十二月中には通電できる見込みとなっている。通電後、各設備が正常に動くかの点検を行う。」との答弁がありました。

また委員から、大塔ふれあい交流館の休館時の市の見解と、今後、再開しようとする際の見解についてただしたのに対し、「大塔ふれあい交流館を休館した理由は、当時、指定管理により運営していたが、維持管理にかかる費用で年間一千万円以上の赤字となっており、財政的な負担が大きかったためであり、再開する理由は、地域住民から、現在避難所となっている場所への避難経路が危険な区域に含まれており不安に感じていることや地域住民の憩いとなる場が欲しい、また、夏場は下の河川で川遊びができるようにしたいなどの要望があり、総合的に判断した結果再開することにした。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第六十八号 訴えの提起につきましては、市有地の賃貸借契約期間終了後も老朽化した構造物が撤去されないまま放置されていることから、近隣住民の要望もあり、建物収去土地明渡請求を行うものであるとの当局の説明により了承した次第ですが、委員から、相続人に対し電話または手紙等で確認を取ったのかをただしたのに対し、「相続人については一部連絡先が分からないこともあり、一律で連絡はしていない。」との答弁があり、電話や文書で相手の状況を確認した上で提訴となるのが普通ではないかとただしたのに対し、「契約者が生存しているときには書類等を送付していたが、亡くなって以降はできていなかったのが実情である。このまま放置しておく、ますます状態も悪くなるので、弁護士と相談し、提訴することになった。」との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「今後の認定こども園のあり方について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告がありましたが、本七議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本七議案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第二、議第五十九号、議第六十三号、議第六十六号及び議第六十七号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）厚生建設常任委員会委員長、山口耕司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました議第五十九号、議第六十三号、議第六十六号及び議第六十七号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十九号 五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止につきまして、本市上水道事業が令和七年度から奈良県広域水道企業団に統合されることにより、令和七年四月一日以降は廃止しようとするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、五條市水道事業の剰余金と借入金についてただしたのに対し、「令和五年度の決算の利益剰余金として合計で二億八千三百二十一万七千七百八十四円、九月で処分が決まったものを含めると、合計で二億八千六百三十八万二千七百七十六円。そのほか資本剰余金三億三百二十六万九千六十二円で、合計約五億九千万円、企業債の合計が、未償還残高として三十一億九千六百五十五万八千四百十六円となっている。」との答弁があり、田原本町にある同企業団に派遣される本市水道局の職員の人数についてただしたのに対し、「五條市から充てる職員は一名となっている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体は、五條市釜窪町一千十四番地の一、まちづくり改革推進&Real Styleグループ、代表、多田宗豊、指定の期間は、令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者数と得点についてただしたのに対し、「応募は一団体で、得点は百点満点換算にして七十三・六点である。」との答弁があり、指定管理期間が三年間の中央公民館との違いについてただしたのに対し、「中央公民館も非常に老朽化しており、イオンとの新施設に公民館を持っていく形も見据えて、今回、中央公民館は三年とした。」との答弁があり、指定管理料が前回の一千五百七十万円から、今回、一千三百四十一万円になった要因についてただしたのに対し、「これまでの決算額や人件費、物件費などを積算した上で、利用料等の収入を見込み、さらにサウンディングの内容を踏まえ、試行的に指定管理者の自主事業について規制を緩和することによる収入増を見込み、積算をしている。」との答弁がありました。

また、年間の利用日数についてただしたのに対し、「令和四年度の開園日数は三百十日で、利用日数は多目的グラウンド百日、体育館百五十七日、テニスコート八十五日、会議室六日となり、令和五年度の開園日数は三百九日で、利用日数は多目的グラウンド百七日、体育館百九十一日、テニスコート九十九日、会議室十四日となっている。」との答弁があり、会議室の使用目的についてただしたのに対し、「国土交通省紀伊山系砂防事務所の会議やダンスでの利用等である。」との答弁があり、グラウンドに隣接する駐車場の確保についてただしたのに対し、「大型車両等の駐車できる場所の確保は非常に厳しいが、できる限りそういった利便性の確保に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ百万円を追加し、総額四百八十万円とするもので、歳出は、寄附採納に伴う新墓墓地修繕料として所要の経費の追加であり、歳入として、繰入金を追加し、歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から寄附者の意向についてただしたのに対し、「新墓墓地の六地蔵の修繕に使ってほしいという意向であった。」との答弁がありました。

また、委員から修繕料が百万円を超えた場合の対応についてただしたのに対し、「寄附金額に沿った形で修繕ということになる。」との答弁がありました。

また、市における寄附行為に対する適合性の判断体制についてただしたのに対し、「案件が具体的なものであれば担当課で判断するが、今回の場合は、寄附金での修繕箇所の指定がある申出であったため、寄附者の意向を踏まえ、市長と副市長で判断をした。」との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、令和七年度から高齢者の健康診査事業を一般会計で実施するため当該特別会計の債務負担行為を廃止するもので、歳入歳出予算の総額に変更はなく、廃止事由は、高齢者の健診受診者及び健診費用等の増加により、高齢者保健事業費が一千万円を超え、当該特別会計が消費税課税事業者となることから、消費税の申告義務が免除される一般会計において実施することにより、消費税負担の軽減を図るためであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、一般会計で実施することによる事業内容の変更についてただしたのに対し、「検診内容等、一切変更はない。」との答弁がありました。

また、対象人数と受診者数についてただしたのに対し、「令和五年度は対象者五千九百九十四人、うち受診者八百五十一人。令和四年度は対象者五千七百六十三人、うち受診者は八百二人。令和三年度は、対象者五千六百六十六人、うち受診者七百十人である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「老人憩の家の建物使用中止に伴う機能移転」及び「五條市子育て支援センター『はっぴい』の今後」について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十日に行いました議案審議において、既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありまして、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第三、本日提出されました議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第七十号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄）ただいま上程されました議第七十号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書一ページを御覧願います。

改正理由につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の改正法が令和六年十二月十七日に成立し、国家公務員の給与が改正されたことに準拠し、令和六年度分の給与を本年四月に遡って改正を行うものとございます。

それでは、改正する内容につきまして、御説明を申し上げます。

二ページを御覧願います。

まず、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

第一条は、本年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合と給料表を改正するもので、本年十二月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ、一般職員については現行より百分の五、定年前再任用短時間勤務職員については百分の二・五引き上げるものであります。

次に、二ページ下段から六ページ上段において、一般職の職員の給料月額について定める別表第一を、初任給を始め若年層に特に重点を置きながら引上げを行った給料表に改正するものです。

引き続き、六ページを御覧願います。

次に、第二条は、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、本年十二月に支給する期末手当の支給割合を百分の五引き上げるものであります。

六ページ下段を御覧願います。

次に、第三条は、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員に適用する給料表の改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を七ページから十ページ中段までに記載のとおり改めるものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。

十ページ中段から十一ページを御覧願います。

附則第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとしております。

附則第二項では、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定中にある改正後の一般職の職員の給与に関する条例からの引用規定の文言を改めるものであります。

附則第三項では、本則の規定は、令和六年四月一日に遡って適用することを定めております。

附則第四項では、改正前に支給した職員の令和六年四月からの給料及び令和六年十二月期の期末手当及び勤勉手当などは、改正後の条例による給与の内払いとみなすことを定めております。

附則第五項では、改正する条例の施行に關しての必要事項を規則に委任することを定めております。

以上で、議第七十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）十ページ、附則、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正ということがありますけれども、これは、そしたらあれですか、この条例の中に市議会議員の報酬等に関する引上げも含んでいるのかどうか。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の改正につきましては、議会議員及び特別職の支給率の引上げ、変更は行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）選第二号 奈良県広域水道企業団の議会の議員の選挙について

地方自治法第二百九十一条の五及び奈良県広域消防組合規約第五条第二項の規定により、奈良県広域水道企業団の議会の議員一名の選挙を行う。

令和六年十二月十九日提出

五 條 市 議 会

○議長（福塚 実）これより、奈良県広域水道企業団の議会の議員の選挙を行います。

本件につきましては、奈良県広域水道企業団規約第五条第二項の規定により、当該区分を構成する議員の中から選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）指名推選でお願いいたします。

○議長（福塚 実）お諮りいたします。

ただいま吉田 正議員から提案のありましたとおり、選挙は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選をもって行うことに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選により行います。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

奈良県広域水道企業団の議会の議員に吉田雅範議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり、吉田雅範議員を奈良県広域水道企業団の議会の議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、吉田雅範議員が、奈良県広域水道企業団の議会の議員に当選されました。

ただいま奈良県広域水道企業団の議会の議員に当選されました吉田雅範議員が議場におられますので、会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

当選されました吉田雅範議員から、当選承諾並びに就任の御挨拶をいただきたいいたします。（「十番」の声あり）十番、吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）ただいま奈良県水道企業団の議員に当選させていただきました。本日に皆様のおかげと感謝申し上げます。

一議員として企業団のほうの議会に行かせていただくわけなんですけれども、五條市にとってマイナスにならないよう頑張ってまいる所存でございます。どうか皆さん、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（福塚 実）次に、日程第五、発議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 発議第八号 級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書について

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和六年十二月十九日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 同 岩 本 孝

○議長（福塚 実） 提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号 級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書（案）

地方公務員給与における地域手当については、平成二十六年の人事院勧告に基づき、平成二十七年四月一日に給与制度の総合的見直しが実施され、給料表の水準を平均二パーセント引き下げる代替措置として見直しがされたが、本市においては、この見直しにおいても、引き続き未支給地となっている。

地域手当の級地は、地方交付税に係る普通態容補正のほか、介護報酬に係る地域区分、保育所運営費の単価等に係る地域手当の級地などにも利用されているところ、当市の近隣の複数市とは同じ生活圏、経済圏にあるにもかかわらず、当該近隣市の十パーセントを超える地域手当支給率と当市の未支給は、市職員の人材確保をはじめとして、福祉サービスに対しても非常に大きな自治体間格差を生じさせている。特に隣接市の六パーセントとの格差は市の正規職員の給与のみならず、非正規職員の時給にも二百円以上の差が生じているところである。

こうした中、令和五年の人事院勧告においては、地域手当に関して、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見等様々な指摘があり、級地区分の設定を広域化するなどの調整方法に見直すこととされた。特に同一生活圏域、経済圏域にあるにもかかわらず、近隣市と比較して地域手当の支給がないことで行政運営上、多大な影響を及ぼしている当市のような地域に対しては、級地区分（地域手当）の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和六年十二月十九日

五 條 市 議 会

議会議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案の趣旨説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては、討論の並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際、申し上げます。

議案書に誤りがあり、正誤表の配付をしております。

また、本件につきましては、事務局長から発言を訂正させます。久保議会事務局長。

○事務局長（久保雅彦）失礼いたします。

選第二号の議案書に一部誤りがありまして、お手元に配付しております正誤表のとおり、訂正をお願い申し上げます。

また、議案の朗読において、奈良県広域消防組合規約第五条第二項の規定と発言いたしましたが、正しくは、奈良県広域水道企業団規約第五条第二項の規定でございます。おわびして、訂正申し上げます。

○議長（福塚 実）以上で、発言の訂正を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第六、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第九号 五條市議会委員会条例及び五條市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

五條市議会委員会条例及び五條市議会の個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十九日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 吉 田 雅 範

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。（「十番」の声あり）議会運営委員会、吉田雅範委員長。

〔議会運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会運営委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号 五條市議会委員会条例及び五條市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、本市上水道事業を廃止するため、本条例の一部を別紙、議案書のとおり改正しようと

するものであります。

改正の内容につきましては、次のとおりであります。

五條市議会委員会条例第二条第二項第二号中、「水道局」を削り、五條市議会の個人情報の保護に関する条例第十二条二項第三号中、「固定資産評価審査委員会若しくは水道事業管理者」を「若しくは固定資産評価審査委員会」に改めるものであります。

附則で、条例の施行を令和七年四月一日からとしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論及び委員会付託を省略することに決しました。

これより本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、副議長と交代いたします。

○副議長（藤富美恵子） 議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福塚 実議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七条の規定により、福塚 実議員の退場を求めます。

〔福塚 実議員退場〕

○副議長（藤富美恵子） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和六年十二月十九日

五條市議会副議長 藤 富 美恵子 殿

辞 職 願

五條市議会議長 福 塚 実

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（藤富美恵子） お諮りいたします。

福塚 実議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。

よって、福塚 実議員の議長の辞職を許可することに決しました。
福塚 実議員の入場を許可します。

〔福塚 実議員入場〕

○副議長（藤富美恵子） ただいま議長が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。
よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（藤富美恵子） 追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 配付漏れなしと認めます。
これより、日程に入ります。

○副議長（藤富美恵子） 追加日程第一、選第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 選第三号 議長の選挙について

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会議長の選挙を行う。

令和六年十二月十九日提出

五 條 市 議 会

○副議長（藤富美恵子）意見調整のため、休憩いたします。

午後一時四十分休憩に入る

午後四時四十五分再開

○副議長（藤富美恵子）地方自治法第百十四条第一項の規定により、大谷龍雄議員ほか五名から開議請求がありましたので、会議を開きます。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○副議長（藤富美恵子）追加日程第一、選第三号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）

○副議長（藤富美恵子）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（藤富美恵子）議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤富美恵子）御異議がないようですので、議長の選挙は、投票によって行うことに決しました。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤富美恵子）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（藤富美恵子）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（藤富美恵子）異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（藤富美恵子）投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（藤富美恵子）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員、仲山嘉議員を指名いたします。
よって、両議員の立合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（藤富美恵子） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

窪 佳秀議員 六票

岩本 孝議員 六票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。すなわち窪 佳秀議員の得票と岩本 孝議員の得票が同数であり、かつその得票数は法定得票数を超えております。

よって、地方自治法第百十八条の規定により、準用する公職選挙法第九十五条の規定によって、当選者はくじで決めることになりました。
くじの手続について、申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

以上、御了承願います。

六番、窪 佳秀議員並びに七番、岩本 孝議員の登壇を願います。

〔六番 窪 佳秀、七番 岩本 孝登壇〕

○副議長（藤富美恵子） くじは、一番から十番までのくじ棒が入っていますので、窪 佳秀議員、岩本 孝議員が引いたくじのうち、小さい番号のくじを引いたものを第一順位と決め、当選人の決定もこの例により、小さい番号のくじを引いたものを当選人と定めます。

それでは、まず、くじを引く順序をお決め願います。

同時にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

○副議長（藤富美恵子）ただいまのくじの結果、窪 佳秀議員が先にくじを引くことになりました。

よって、窪 佳秀議員から当選人を定めるくじをお引き願います。

〔くじを引く〕

○副議長（藤富美恵子）くじの結果を報告いたします。

岩本 孝議員が、当選のくじを引かれました。

よって、岩本 孝議員が、議長に当選されました。

お戻りください。

ただいま議長に当選されました岩本 孝議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。
当選されました岩本 孝議員から、当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）皆様の温かい御支援によりまして、無事、議長に当選することができました。これからは、五條市のために誠心誠意、努力してまいりたいと思いますので、皆様方も御支援、御鞭撻を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。〔拍手〕

○副議長（藤富美恵子）御協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（岩本 孝）ここで、前議長、福塚 実議員から議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）前議長の福塚でございます。

今年一年、本当に皆様にお世話になりました。また、今年の二月十九日にシダーアリーナで行われました山下知事による説明会にも皆さん御参加いただき、また請願書、また要望書等も、皆さんの御協力の下、提出させていただきました。ゼロベースではございますけど、五條市民の声が、市議会議員を通して県政のほうに届いたんではないかなと感謝しております。これからも皆さんと共に五條市政、また五條市を守っていきける、そういう市政にしていきたいと思っておりますので、また御協力よろしく願います。

本日は、誠にありがとうございました。〔拍手〕

○議長（岩本 孝） 藤富美恵子議員から、副議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 御異議なしと認めます。
よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（岩本 孝） 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法百十七条の規定により、藤富美恵子議員の退場を求めます。

〔藤富美恵子議員退場〕

○議長（岩本 孝） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。
〔事務局長朗読〕

令和六年十二月十九日

五條市議会議長 岩 本 孝 殿

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

五條市議会副議長 藤 富 美恵子

○議長（岩本 孝） お諮りいたします。

藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。
藤富美恵子議員の入場を許します。

〔藤富美恵子議員入場〕

○議長（岩本 孝）ただいま副議長が欠員となりました。
お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。
よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（岩本 孝）追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（岩本 孝）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）選第四号 副議長の選挙について

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会副議長の選挙を行う。

令和六年十二月十九日提出

五 條 市 議 会

○議長（岩本 孝）意見調整のため、休憩いたします。

午後五時八分休憩に入る

午後五時四十五分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（岩本 孝）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（岩本 孝）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩本 孝）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩本 孝）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（岩本 孝） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（岩本 孝） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩本 孝） 開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に山口耕司議員及び福塚 実議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（岩本 孝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十一票

無効投票 一票

有効投票中

谷 勝啓議員 六票

秋本直嗣議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。

よって、谷 勝啓議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました谷 勝啓議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。
当選されました谷 勝啓議員から、当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。四番、谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓登壇〕

○四番（谷 勝啓）ただいま副議長にさせていただきました、谷です。

五條市のために頑張りますので、よろしくお願いいたします。〔拍手〕

○議長（岩本 孝）ありがとうございました。

ここで前副議長の藤富美恵子議員から、副議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）福塚議長の下、一年間、皆様方の御協力により、無事副議長を務めさせていただきました。今後も五條市のため、誠心誠意努めてまいります。一年間ありがとうございました。〔拍手〕

○議長（岩本 孝）ありがとうございました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

○議長（岩本 孝）本日は、これにて延会いたします。

午後六時延会